

<更新ルールに関する Q&A>

社会医学系分野に関する講習等について

Q1 __社会医学系専門医・指導医の更新についての基本的な考え方について教えてください。

A1 __ 専門医・指導医の更新にあたっては、資格取得あるいは更新後の 5 年間に中断なく継続して社会医学系の専門的な活動を行い、自らの能力と技術の研鑽および社会医学系分野の発展への貢献に励んでいることが基本的な要件となります。

Q2 __社会医学系専門医・指導医の更新に必要な具体的な要件について教えてください。

A2 __ 更新にあたっては以下の 4 つの項目が必要です。

- 1) 社会医学系分野での勤務実績の申告、
- 2) 社会医学系分野での活動実績の申告、
- 3) 社会医学系分野に関連する講習の受講（単位制）、
- 4) 社会医学系分野に関連する学会・団体活動の実績などの証明

Q3 __社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野での勤務実績の申告について、具体的に教えてください。

A3 __ 勤務実績の申告については、第 2 号様式に勤務実績を簡潔にもれなく記載するようにしてください。

Q4 __社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野での活動実績の申告について、具体的に教えてください。

A4 __ 活動実績には、以下の 6 項目があります。更新にはこれらの項目について 5 年間で **6 項目の活動のうち、2 項目以上での活動実績を必須**としています。

- 1) 教育・研究活動
- 2) 産業保健活動
- 3) 行政関連活動
- 4) 医療管理関連活動
- 5) 災害時・健康危機管理対応
- 6) 社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修および制度発展に係る実績

以上の項目について 5 年間の期間中の実績を第 3 号様式に沿って記載してください

なお、具体的な内容については後述の Q16～Q18 をご覧ください。

Q5 __社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野に関連する単位制について、具体的に教えてください。

A5 __ 更新に必要な単位は、講習会を受講する講習会単位（K 単位）と、学会等への参加など社会医学系分野に関連する学会・団体活動に関する単位（G 単位）とがあり、資格取得後ある

<更新ルールに関する Q&A>

いは更新後の 5 年間にそれぞれ 10 単位ずつ取得することが更新に必須です。

Q 6 __ 社会医学系専門医・指導医の更新に必要な社会医学系分野に関連する講習の受講（K 単位）について、具体的に教えて下さい。

A 6 __ 講習の受講については、社会医学系分野に関する最新の知識や技術等の取得を目指し、継続的に能力の向上を図ることを目的とするもので、講習会等の 1 受講を 1 単位(クレジット)として、K 単位とし、(1) 必須受講項目及び(2)選択受講項目と合わせ、5 年間で 10 単位以上の取得が必須です。

Q 7 __ 社会医学系分野に関連する講習の受講（K 単位）についてですが、具体的にどの研修会が選択受講項目の対象となるかわかりません。

A 7 __ 社会医学系分野に関連する講習会の受講（K 単位：1 コマ 1 単位）の単位数については、1 コマ 1 時間～2 時間で 1 単位とします。各学会・団体に主催する講演会等の単位数については、各学会・団体に指定し、各学会・団体の H P で公表します。

K 単位の認定条件ですが、社会医学系活動に密接に関係するテーマであること（専門研修プログラム整備基準における経験すべき課題の各論的な課題 22 項目に該当）が条件となっています。

今後、社会医学系専門医協会構成の学会・団体から、各学会・団体の H P に社会医学系専門医・指導医の更新で単位取得できる講演会リストと単位数を示される予定です。社会医学系専門医協会ホームページにおいても各学会・団体のホームページとリンクを張り、情報提供してまいります。

※日本医師会認定産業医の生涯研修の認定単位については、有効期間内の取得単位を上限 3 単位まで K 単位として認めます。（産業医学研修手帳の該当取得シール添付ページと最後のページに単位取得年月日を記入しコピーを第 5 号様式に貼付して、提出してください。）

※日本公衆衛生学会での認定専門医研修会及び認定専門医地方公衆衛生学会については、K 単位とします。

Q 8 __ K 単位のうち、(1) の必須受講項目である「医療倫理」「感染対策」「医療安全」は、構成学会のいずれの年次総会などでも必ず開催されるのでしょうか。

A 8 __ 学会総会時にそれぞれの項目に関する講習会を開催するかどうかは、各学会のプログラムによります。開催予定予定の学会もありますが、学会によっては、組まれない場合もあり得ます。

Q 9 __ K 単位のうち、(1) の必須受講項目である「医療倫理」「感染対策」「医療安全」は臨床系専門医制度で「共通講習」として位置付けられているものでも可」とありますが、日本高血圧学会等、構成学会以外の医療倫理等の受講でも可能でしょうか。

A 9 __ 協会構成学会以外の主催のものでも、一般社団法人日本専門医機構が認定している共通講

<更新ルールに関する Q&A>

習は、本協会においても同等のものとして取り扱い、K単位としてカウントされます。受講においてはeラーニングや大学などでの施設内講習なども認めます。更新申請の際には、受講証明書または受講を確認できるもの（参加証明書の画面のコピーなど）が必要です。

Q10__G単位について教えてください。

A10__社会医学系分野に関連する学会年次総会や段位研究協議会への参加の単位をG単位と呼びます。更新のためには、5年間で10単位のG単位が必要です。

更新には、5年間で、協会の構成学会の年次総会や構成団体の研究協議会などに3回以上参加することが必要で、そのうち鍵となる協会構成学会の年次総会には2回以上参加することになっています。G単位の詳細については（別表①）を参照してください。

G単位の単位証明は、学会総会等の受講証明書(コピー可)を第5号様式に貼付して、提出してください。

※学会発表や論文などについては、申請書とともに、抄録や論文等のコピーの添付してください。

※社会医学系の論文には、厚生労働科学研究報告書や地域保健総合推進事業研究報告書費も含まれます。

※役員や委員等については、委嘱状や委員会名簿などのコピーの添付してください。

※G単位となる学術総会時に同時開催されるシンポジウム等については、K単位として同時取得可能です。ただし、同時取得のK単位は、全国規模の学術総会は上限3単位まで、地方会等については1単位までとなっています。

基本プログラムについて

（受講について）

Q11__認定証に専門医・指導医と記載されていますが、この場合、次回更新までの間に基本プログラム（49単位）を受講する必要があるのでしょうか。

A11__経過措置指導医の場合は、更新に必須ではありません。

（基本プログラムの単位について）

Q12__学会総会時に開催される社会医学系専門医制度 基本プログラムは社会医学系専門医協会の指導医の更新項目の選択受講項目のK単位に当たるのでしょうか。

A12__基本プログラム受講の単位は、更新にあたっての選択受講項目のK単位として認められます。

Q12a__大学院などの教育課程で基本プログラム履修とみなされるものはありますか？

A12a__2018年8月現在で基本プログラムを履修したとみなされる大学院プログラム等は以下の通りで

<更新ルールに関する Q&A>

す。

専門職大学院（東京大学・京都大学・九州大学）

国立保健医療科学院分割前期（2012 年度～）、産業医科大学産業医学基本講座
（2017 年度～）

これらの教育課程の修了認定をもって基本プログラムを履修したものと認められます。

Q13__学会総会時に開催される社会医学系専門医制度 基本プログラムは、講習会（K単位）として何単位に当たるでしょうか。

A13__全てを受講完了すれば、7単位としてカウントされます。

指導医講習会について

（単位について）

Q14__学会総会時に開催される指導医講習会は、講習会（K単位）として何単位に当たるでしょうか。

A14__1単位の取得かつ、「指導医講習のうち5年の内、2回以上受講する必要があるもの」の1回にあたります。

構成学会の総会への参加について

Q15__鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加 1回につき2単位とありますが、こちらは、学会期間中にこの学会に参加したらもらえる単位ですか。

それとも、「総会」の時間に参加することで貰える単位でしょうか。（仕事の都合により、初日から参加できない場合など）

A15__社会医学系分野に関連する学会年次総会や段位研究協議会への参加の単位をG単位と呼び、鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加 1回につき2単位となります。「総会」の時間に参加することは、必ずしも必須とはしておりません。

ご指摘のとおり、学会期間中にこの学会に参加した場合に単位を取得できるものとしております。

社会医学系分野での活動実績について

（教育・研究活動）

Q16__教育・研究活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A16__大学や大学院等での研究活動、医師会主催産業医講習会の講師等、公益社団法人主催の

<更新ルールに関する Q&A>

作業主任者技能講習での講師、社会医学系専門医協会加盟の学会での発表・講習会講師等、産業医による事業所等での衛生講話・講演が相当します。

(産業保健活動)

Q17__産業保健活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A17__事業所での産業医活動（職場巡視、安全衛生委員会参加、面談対応、ストレスチェック対応など）が相当します。

(行政関連活動)

Q18__行政関連活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A18__担当行政分野名、行政機関主催の会議やイベント出席、行政機関設置の委員会や検討会等での委員歴などが相当します。

(医療管理関連活動)

Q19__医療管理関連活動は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A19__医療管理・病院管理、医療情報システム開発や運用管理、医療安全管理に係る実績などが相当します。

(災害時・健康危機管理対応)

Q20__災害時・健康危機管理対応は具体的にどのような活動が実績になるのか教えてください。

A20__災害被災地での活動内容、防災訓練への参加、感染症のアウトブレイクや食中毒への対応などが相当します。

(社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績)

Q21__社会医学系専門医制度における専攻医の専門研修及び制度発展に係る実績にはどのような活動が該当するのか教えてください。

A21__社会医学系専門医制度における指導実績や、社会医学系専門医協会の活動への参加（協会理事、協会各委員会の委員における活動、協会基本プログラムの講師、協会構成学会の学会運営委員など）が相当します。

鍵となる構成学会について

(構成学会)

Q22__鍵となる構成学会について教えてください。

A22__「鍵となる学会」とは、ご自身が積極的な活動をしたいと考える学会となります。鍵となる学会は、

<更新ルールに関する Q&A>

指導医申請時の学会とは限りません。

認定更新申請について

Q23__更新認定申請に必要な様式の提供はいつ頃になりますか？

A23__ホームページにて順次公開しています。

更新期間の延長等について

(更新期間の延長)

Q24__更新期間の延長について教えてください。

A24__出産・育児・病気・海外留学など、特別な事由がある場合は、更新猶予という手続きを検討中です。

経過措置の対応について

Q25__経過措置の対応について教えてください。

A25__経過措置に関するルールが定まる以前の 2017 年度分や 2018 年度で受講証明書が発行されていないものの取扱いについては、K 単位のみ上限 2 単位を自己申告で認めるものとします。そのため、2017 年度の対象となる講習会等については、各学会・団体にリストを公表することになっています。

<更新ルールに関する Q&A>

(別表①)

学会・団体活動等の実績	単位数
鍵となる協会の構成学会の年次総会への参加	1 回につき 2 単位 (年 1 回まで)
構成学会の地方会への参加 (日本産業衛生学会地方会、日本医療情報学会支部会)	1 回につき 0.5 単位
協会の構成団体の研究協議会等への参加	1 回につき 1 単位
協会の構成団体の研究協議会地方会への参加 (地方衛生研究所全国協議会地方会)	1 回につき 0.5 単位
鍵でない協会の構成学会の年次総会への参加	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の論文筆頭著者	1 件につき 3 単位
協会の構成学会の論文共同著者	1 件につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会特別講演・教育講演等	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会シンポジスト・座長	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会一般演題筆頭演者	1 回につき 1 単位
協会の構成学会の年次総会一般演題共同演者	1 回につき 0.5 単位
協会の構成学会や団体の役員、委員会委員等	1 年につき 1 単位
行政機関設置の審議会、検討会等の委員等	1 年につき 2 単位
行政機関主催の会議等への説明担当者等の役割を有する参加	1 回につき 1 単位
社会医学系の論文筆頭著者	1 件につき 1 単位
社会医学系の論文共同著者	1 件につき 0.5 単位